

「広告・プロモーションと商標権侵害」

～ネット時代の販促・ブランディング活動の思わぬ落とし穴、 広告と商標権侵害～

どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告はどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の判決・学説を交え、登録可能性、商標権侵害の基準について解説します。

講師には、広告・プロモーションと商標権侵害に関連する多くの事件を手掛ける弁理士により解説します。「広告と商標権侵害」といった応用問題を通じて、商標法全体に流れる商標の基本構造もご理解いただけるものと確信しております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 平成28年6月3日（金）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 5階講義室507

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 青木 博通 氏（ユアサハラ法律特許事務所 パートナ-弁理士）

【定員】 50名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,500円（一般21,000円）（テキスト代、消費税8%込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

② (1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム】

1. 広告における商標の法的位置づけ

(1) 商標事件における「広告」の定義

(2) 商品自体への使用と広告への使用の違い (3) 役務「広告」の類否判断

2. キャッチフレーズの登録可能性 3. キャッチフレーズと商標権侵害

4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害

(1) 商標登録の必要があるか (2) 侵害判断基準

(3) 抗弁の方法 (4) 裁判所が考慮する事情

5. インターネットと広告

(1) ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか。

(2) ネット上使用するどの表示が商標か。

(3) ネット上、どのような使用が商標権侵害か

・ 検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、国境越え等

6. 広告と真正商品の並行輸入

7. 特異な広告（おとり広告、Ambush Marketing）と商標権侵害

8. 広告と著名商標の保護 9. 広告のみの使用と不使用取消審判

10. 広告代理店による広告内容の開示

11. 他社の商標をどこまで使用できるか

12. 他社による商標使用と希釈化・普通名称化

13. 広告と品質誤認 14. 国旗と広告

15. 商標とパロディ（白い恋人事件等）

16. 新しい商標（色彩、動き、音等）の広告と商標権侵害

17. 新しい商標とブランド戦略・マーケティング戦略

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中級向け 知的財産セミナー 申込書			
2016年6月3日開催 「広告・プロモーションと商標権侵害」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員)

--

 発明協会・一般)